

## 軽自動車税の減免について（減免できるのは、普通車を含めて一人一台のみとなります）

### ◎減免申請の方法

- 必要なもの
  - 納税通知書（5月初旬にお送りする分です）
  - 納税者の印鑑（認め印で結構です）
  - 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、お手持ちの手帳すべて
  - 運転免許証（運転される方のもの）
  - 車検証（コピーでも可・本人名義であること）※注1
- 申請期間
  - 令和3年（2021年）3月31日まで（当日消印有効）
- 申請書の提出先
  - 郵送：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所市民税課 軽自動車税班 宛
  - 窓口提出：市民税課、東・西・南・北税務室 ※各総合出張所では取り扱いできません

### ◎減免の対象となる人

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人で、下記の表にあてはまる人です。ただし、手帳に記載された障害名が2つ以上の場合は、各々の障害名の程度について等級（程度）が認定されます。（手帳の最初のページに記載されている等級と異なる場合があります。2つ以上の場合は、あらかじめ課税管理課 市民税管理班へお問い合わせください）

障害名	区分	身体障害者福祉法施行規則			
		別表第5号	別表第1号表の2	同第1号表の3	
視覚障害	本人が運転する場合	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
	家族等	1級～3級及び4級の1	特別項症～第4項症		
聴覚障害	本人	2級及び3級	特別項症～第4項症		
	家族等	2級及び3級	特別項症～第4項症		
平衡機能障害	本人	3級	特別項症～第4項症		
	家族等	3級	特別項症～第4項症		
音声機能障害	本人	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
	家族等				
上肢不自由（※注2）	本人	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
	家族等	1級、2級の1及び2級の2	特別項症～第3項症		
下肢不自由	本人	1級～6級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第3項症		
体幹不自由	本人	1級～3級及び5級	特別項症～第6項症	第1款症～第3款症	
	家族等	1級～3級	特別項症～第4項症		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	本人	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
		家族等	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
	移動機能	本人	1級～6級		
		家族等	1級～3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）		
心臓機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
じん臓機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
呼吸器機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ぼうこう機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
直腸機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
小腸機能障害	本人	1級及び3級	特別項症～第3項症		
	家族等	1級及び3級	特別項症～第3項症		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	本人	1級～3級			
	家族等	1級～3級			

療育手帳 障害の程度が「A」と記載された者

精神障害者保健福祉手帳 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者

（注1）身体障害者本人が18歳未満の場合、療育手帳の場合、精神障害者保健福祉手帳の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車も対象に含まれます。

（注2）上肢不自由 2級の1…両上肢の機能の著しい障害  
2級の2…両上肢のすべての指を欠くもの